

未来のためにみんなで投票



# 熊野町長選挙及び 熊野町議会議員補欠選挙

告示日 3月29日(火) 投票日 4月3日(日) 午前7時～午後8時

前でも直接投票箱に投票できるようになっていきます。ただし、宣誓書に記入していただきます。

選挙権のある方は、原則として投票日当日、本人が投票所で投票しなければなりません。

しかし、次のような理由により当日投票所へ行けない方は、期日前投票ができます。

(例)

- 仕事や冠婚葬祭などの予定のある方。
- レジャーや買い物などの用事で、投票日に投票区内にいない方。
- 病気やケガ、妊娠などの理由で投票日に投票できない方。
- 旅行予定のある方。

期日前投票所  
役場2階情報コーナー

投票期間  
3月30日(水)  
4月2日(土)

投票時間  
午前8時半～午後8時

## 郵便等による不在者投票もできます

身体に重度の障害があり、投票日に投票所へ行くことができない方は、自宅で投票することができます。この制度をご利用いただくためには、事前に「郵便等投票証明書」の交付を選挙管理委員会へ申請が必要です。

詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

郵便等による不在者投票（郵便等投票）ができる人

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

さらに、次の要件に該当する方は「郵便等による不在者投票における代理記載制度」がご利用いただけます。この場合「代理人となるべき者の届出」が必要となります。

詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

代理記載投票ができる人

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症から第2項症

**郵便等による不在者投票の請求は3月30日(水)までです。**

### 選挙速報

選挙の経過・結果は町内放送でお知らせします。

なお、選挙当日の開票事務は深夜に及ぶため、選挙結果の町内放送は午前11時までとさせていただきます。

問合せ先

熊野町選挙管理委員会

820-5601  
(総務課)

# 熊野町長選挙及び 熊野町議会議員補欠選挙

告示日 3月29日(火)  
投票日 4月3日(日) 午前7時～午後8時



熊野町長の任期満了による選挙及び欠員となっている熊野町議会議員1名を選出する補欠選挙が、4月3日(日)に行われます。この選挙は、現町長の任期が終わる日の前30日以内に行うこととなり、またこの選挙に便乗して補欠選挙を行うこととなっております。私たちに最も身近な政治に参画する代表者を送り出す選挙です。大切な一票を無駄にしないで、みんなそろって投票しましょう。

## 投票できる方

年齢が満20歳(昭和60年4月4日までに生まれた方)で、平成16年12月28日までに住民登録がしており、引き続き町内に住んでいる方(選挙人名簿に登録されている方)。

ただし、4月3日までに町外へ転出された方等には、選挙権はありません。

## 町内転居

今回選挙権がある方で、3月16日以降に町内で転居された方は、前住所の投票所で投票していただくこととなりますのでご注意ください。

## 不在者投票

他の市町村の選挙管理委員会や広島県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム等で行う不在者投票は、これまでどおりです。

また、投票日には20歳になられる方で、投票日前に投票しようとする日にはまだ19歳の方については、期

## 投票所入場券

3月29日(火)に投票所入場券を発送する予定です。もし、選挙権があるのに届かない場合や紛失された場合でも投票はできますので、投票所の職員にその旨お申し出ください。また、投票所では有権者ご本人であることを確認するため、誕生日をお尋ねしますので、ご協力をお願いします。

## 投票所と入場券について

投票所名	区 域	投票場所
第1投票所	呉地	呉地公会堂
第2投票所	出来庭	出来庭老人会館
第3投票所	中溝	中央ふれあい館
第4投票所	萩原	萩原老人集会所
第5投票所	城之堀	城之堀老人集会所
第6投票所	初神・新宮	東公民館
第7投票所	平谷・貴船・柿迫	西公民館
第8投票所	川角・石神・神田・東山	第三小学校体育館

日前投票をすることが認められていません。よって、そういった方についても従来の不在者投票となります。

## 期日前投票の活用を！

従来の不在者投票制度が大幅に簡素化され、投票日